

産前産後期間の国民健康保険税が減額されます



産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度は、八幡浜市の国民健康保険に加入されている方が出産された際、産前産後の国民健康保険税が一定期間減額される制度です。

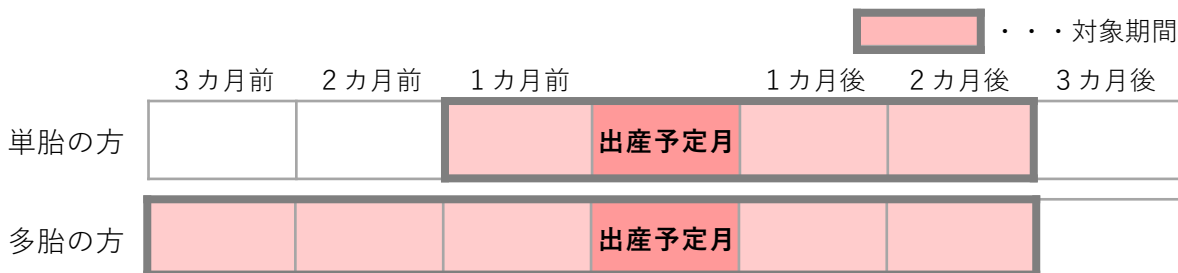
対象者

八幡浜市の国民健康保険に加入している方で、令和5年11月1日以降に出産予定または出産された方
※妊娠85日（4カ月）以降に出産した方（早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含みます）

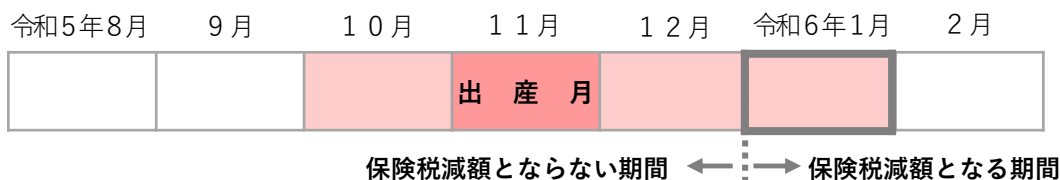
対象期間

■出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3カ月前から出産日の属する月の翌々月までの6カ月間

※令和6年1月1日以降の保険税が対象（令和5年12月31日以前の保険税についてはこの制度による減免の対象外）



●令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



軽減額

対象となる期間の所得割額と均等割額の全額

申請

税務課市民税係に下記必要書類をご提出ください（郵送可）

【必要書類】

- 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- 母子健康手帳など
(出産予定日・出産日と出産する人の名前を確認することができる書類)

出産予定日の6カ月前から申請できます